

令和4年度第11回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和5年2月10日（金） 開会 9:30～

2. 開催場所

岡垣町役場 307会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席農業委員 11名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄
花田 和幸	山田 和夫	石川 久男
大村 武彦	田中 誠二	木原 緑
辻 政幸	門司 雅門	

(2) 欠席農業委員 0名

(3) 出席農地利用最適化推進委員 3名

太田 照夫	旗生 公典	神谷 貞夫
-------	-------	-------

4. 委員会に附した議案

議案第 29号	農地の一時利用について
議案第 30号	農地の一時利用について
議案第 31号	農用地利用集積計画（農地中間管理権の取得）について
議案第 32号	農用地利用配分計画案について

5. 事務局出席者

秦 啓 深田 秀信 中井 優介

議長 ただ今より第 11 回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは事務局をお願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は手野が 1 件、糠塚が 1 件で、ともに一時利用です。以上です。

議長 はい、それでは早速現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、4 番の大村委員、5 番の廣渡委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第 29 号 農地の一時利用について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 1 ページ目をご覧ください。議案第 29 号、農地の一時利用届について、農地法施行規則第 29 条に規定される農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和 5 年 2 月 10 日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。
今回、町所有の農道整備にあたり、1 件の一時利用申請が出されております。申請地は 1 筆です。場所が手野 257-1、地目が田、面積が 1,373 m²のうち 80 m²、区分は農振農用地、利用目的は農道整備工事に伴う掘削土と資材の仮置き場で、利用期間は許可後から 3 月末までとなっています。
位置図を 2 ページに載せています。場所は県道原海老津線とおかがき病院の間となります。計画図を 3 ページに載せておまして、農道の拡幅工事に伴い発生する土砂と機材置き場として 80 m²を利用するものです。道路の拡幅については、境界部分に L 型擁壁を設置し、1m 弱道を広げます。原材料は町が出し、実際の施工は地元の農組が行います。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 29 号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 30 号農地の一時利用について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 4 ページ目をご覧ください。議案第 30 号、農地の一時利用届について、農

地法施行規則第 25 条に規定される農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和 5 年 2 月 10 日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。

今回、県道の歩道と隣接の水路の復旧工事にあたり、北九州県土整備事務所より 1 件の一時利用申請が出されております。申請地は 2 筆です。1 筆目が糠塚 287-1、地目が田、面積が 535 m²、区分は農振白地、所有者と耕作者は記載のとおりです。2 筆目が糠塚 289-1、地目が田、面積が 1,481 m²のうち 289.66 m²、区分は農振白地、所有者と耕作者は記載のとおりです。利用目的は県道と水路の復旧工事に伴う仮設道路と資材置き場で、利用期間は許可後から 6 月末までとなっています。

位置図を 5、6 ページに載せておりました、場所はイオンショッピングセンターから遠賀方面に向かってすぐの場所で、赤線で囲んだ箇所が申請地となります。計画図を 7 ページに載せておりました、既存の農道から水路に沿って仮設道路と作業部分を設けます。なお、287-1 については、利用期間中に資材置き場と利用する可能性があるため申請されているものです。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 30 号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 31 号農用地利用集積計画（農地中間管理権の取得）について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 8 ページ目をご覧ください。議案第 31 号、農用地利用集積計画（農地中間管理権の取得）について。公益財団法人福岡県農業振興推進機構による農地中間管理権の取得に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、審議及び決定を求める。令和 5 年 2 月 10 日提出、岡垣町農業委員会会長、田原一男。こちらは 5 月開始分の利用権設定に関するもので、土地の所有者から中間管理機構への貸付に関するものです。対象地は全部で 144 筆、209,772 m²で、一覧を 9 ページ以降に掲載しています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 31 号について、何かご意見ご質問等ございましたら。はい、木原委員。

木原委員 それぞれ年数が記載されているが、この年数貸し付けるということか。また、年数に決まりはあるのか。

事務局 記載されている年数を貸付けます。年数に決まりはなく 1 年の場合もあれば 15 年の場合もあります。

木原委員 3 年は短いように感じるが、3 年後にまた同様の手続きを行う必要があるのか。

事務局 おっしゃる通り同様の手続きが必要となります。所有者が高齢の場合は短い年数を希望される傾向にあります。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 32 号農用地利用配分計画案について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 15 ページ目をご覧ください。議案第 32 号、農用地利用配分計画案について。公益財団法人福岡県農業振興推進機構の求めにより町が作成した農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見を求める。令和 5 年 2 月 10 日提出、岡垣町農業委員会会長、田原一男。
こちらは先ほど審議していただいた農地について、今度は中間管理機構から農地の借り手への配分計画案となっています。一覧を 16 ページ以降に載せています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 32 号について、何かご意見ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それではその他の項に入ります。

【その他の事項】

その他

1. 今後の日程について

○北九州支部及び中間・遠賀地区会合同研修会

・日時：令和5年2月10日（金）

研修会（午後4時～5時45分）

意見交換会（午後6時～8時）

・場所：ぶどうの樹

・参集範囲：農業委員、農地利用最適化推進委員

2. 次回の日程について

・日時：3月8～10日のいずれか午前9時30分から

・場所：岡垣町役場

議長 それでは、以上をもちまして第11回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
